

「石橋文化センター施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準」
(石橋文化ホール、石橋文化会館小ホール、文化センター共同ホール)

- 1 密集を避けるため、最大使用人数の目安を別途定める。
- 2 使用者が講じる新型コロナウイルス感染防止策は次の各号のとおりとする。
 - (1) マスクの着用
使用者、観客、スタッフ、出演者（舞台表現上困難な場合を除く）等の全ての来場者（以下「来場者等」という。）にマスクの着用を徹底すること。また、持参していない者に対しては、使用者が準備し、配布すること。
 - (2) 来場者等の体調の把握、入場制限
来場者等の体調を把握（検温、咳等の症状の有無等）し、体調不良者については、使用者の責任において使用施設への入場、参加、出演を断ることを事前に周知し、適切な対応をとること。
また、高齢者や基礎疾患がある人、妊婦等の重症化リスクが高い人の来場を把握し、適切な対応をとること。
 - (3) 手指の消毒
使用者は、使用施設の入り口に手指消毒液を設置し、入場時には来場者等に手指消毒を徹底すること。
 - (4) 「3密」対策
入退場時や休憩時間、公演時間中等、人と人との十分な間隔（できるだけ2m）を確保すること。特に、公演の各時点及びスタッフ・出演者において講じる対策は次のとおりとする。
 - ① 公演の各時点の対策
(公演前)
 - ・事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行うとともに、必要に応じて誘導員を配置し、会場付近で人が滞留しないよう呼びかけること。
 - ・入場時のチケットのもぎりを行う際は手袋を着用し、パンフレット等は手渡しで配布をしないなど、人との接触を避けるための対策を講じること。
 - ・入・出待ち、プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼びかけること。(公演・休憩時)
 - ・座席は四方を空けた座席配置にするなど、十分な距離を確保すること。
 - ・会場内における会話は控えるよう周知すること。
 - ・余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑緩和に努めること。
 - ・公演の前後及び休憩中にドアを開放するなど会場内の換気を行うこと。(公演後)
 - ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、必要に応じて誘導員を配置し、座席番号やゾーンごとに時間差で退場を行うなどの工夫を行うこと。
 - ・退場後に、会場付近で人が滞留しないよう呼びかけること。

② スタッフ・出演者の対策

- ・機材や備品、用具等のこまめな消毒を行うこと。
- ・大声を発声する場合は、人との間隔を十分確保すること。
- ・仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めること。

(5) 物販・展示などの配慮

対面で販売を行う場合などは、ビニールカーテン等で購買者との間を遮蔽するなどの飛沫感染防止策を講じるとともに、購買者が密集しないように十分な間隔を確保し整列させること。また、多くの人に触れる見本品はこまめに消毒等の管理をすること。

(6) 来場者等の把握

新型コロナウイルス感染拡大防止や感染経路の確認に使用することを目的に、来場者等の住所、氏名、連絡先を把握・管理すること。ただし、来場者等の把握が困難な場合は、それと同等の連絡手段等の確保を講じること。なお、来場者等の同意や個人情報の管理については、関係法令を遵守し、使用者が責任をもって行うこと。

(7) 来場者等に陽性患者が発生した場合

来場者等の中に新型コロナウイルスの陽性患者が発生した場合は、久留米市の求めに応じて来場者等の名簿の提出を行うとともに、久留米市保健所・医療機関等へ協力を行うこと。

(8) 事前の周知

使用者は来場者等に対して新型コロナウイルス感染防止策を講じることを周知すること。

(9) その他

この基準に定めるもののほか、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や福岡県が示す「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた各施設へのお願い」、公益社団法人全国公立文化施設協会が示す「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を遵守すること。

また、使用者はこれらの新型コロナウイルス感染防止策基準を熟知し、「新型コロナウイルス感染防止策に関する誓約書」を石橋文化センター（公益財団法人久留米文化振興会）に提出すること。

附 則（2020年6月16日20振事第182号）

- 1 本基準は、石橋文化ホール、石橋文化会館小ホール、文化センター共同ホール及びその付帯施設使用に適用する。
- 2 本基準は、2020年6月19日以降の施設使用から適用する。
- 3 本基準は、2020年6月19日から施行する。